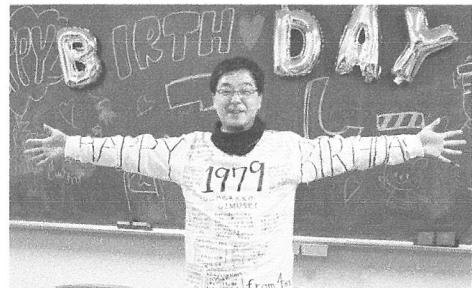


必要とするすべての子どもに行き届いた通級指導を

奈良教育大学 越野和之



通級指導の発足とその意義

「通級による指導」（以下「通級指導」）の発足は1993年、それまで、

言語障害などの子どもを対象とする特殊学級（現・特別支援学級）の運用として行われていたとりくみに、独自の制度的基盤を与えたのがこの制度の始まりでした。こうした背景から、最初の十数年は、通級指導教室は既存の言語障害特殊学級からの転換として開設されるケースが大半でした。1993年からの6年間で通級指導の整備のために1600人弱の教員配置が計画されましたが、その間に1000以上の言語障害学級が廃止されています。

こうした特殊学級のリストラクチャリングという一面にも関わらず、この制度は画期的な意味をもちました。通常学級で学ぶ障害のある子どもたちにも、障害等に応じた特別な対応を行うための制度枠組を設け、盲・ろう・養護学校（現・特別支援学校）か小・中学校の特殊学級という「特別な場」に籍を置かない限り、特別な指導・支援は用意されないという「特殊教育」の枠組に風穴を開けたからです。この点では、通級指導の発足

は特別支援教育への転換の先駆けとも言えるものでした。

発達障害と通級指導

同時期に浮上してきたのが発達障害の子どもたちの存在です。通級指導の制度化を基礎づけた「通級学級に関する調査研究」の報告書（1992年）は、学習障害（LD）の子どもたちへの対応の必要性を指摘した最初の行政文書でもありました。

実は、この国の教育行政は、発達障害の子どもたちを通級指導の対象とすることに必ずしも積極的ではありませんでした。1999年の「学習障害児に対する指導について」ではLD児への「特別な場での個別指導」に関して、わざわざ「通級による指導」に類似した指導の場」という表現を用い、通級指導そのものはLD等にはじまないという認識を示唆しています。2003年の「特別支援教育の在り方」報告では、通級指導は自立活動の指導を主たる目的とするものであり「LDのように（略）教科学習遅れを補う指導が中心となる場合を想定していいない」ことや、「指導時間が1～3時間と短時間であり、LD、ADHD